

社会福祉法人元気の里とから 福祉避難所における生活支援計画

はじめに

災害が発生し、住民が被害を受けた(恐れを含む)場合は、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など(以下「要配慮者」)が生活を行う上での特別な配慮が必要となります。

当法人は、社会福祉施設や地方公共団体、その他関連機関等に対し「福祉避難所における生活支援計画」を作成し、当該事業所を有効活用し、災害時における要配慮者の受入体制の円滑な対応を図ります。

本計画書は、災害をサポートする上で必要となる事項について定め、かつ、各関係団体からの要請に速やかに対応する為に作成された物です。

災害時における福祉避難所の設置運営や平時からの事前の備えに活用致します。

社会福祉法人元気の里とから

理事長 櫻井博一

【福祉避難所の定義】

災害時に指定避難所等で生活することが困難な方を受け入れる2次的な施設で地方公共団体との協定を交わした施設。

【福祉避難所の想定避難者】

要介護認定5、4、3の方や障がい者、妊産婦・乳幼児や在宅傷病者など類似する方を含め、医療関係者や行政、その他支援団体等が必要と判断し、開設する避難所において避難が必要な方

福祉避難所開設・運営の概要

1	災害発生（発生の恐れ）	・利用者、職員の安全確保 ・施設の被害状況確認
2	地方公共団体や行政との連絡調整	1 被害状況等報告 2 開設までの連絡調整 3 開設、協力
3	開設決定 町との連絡調整（開設決定以降）	《開設準備》 連絡（各種関連機関） 1 施設が行う ・人員体制（施設管理）の確保 ・受入スペースなどの確保 ・設備、備品等で供与可能なものの準備 ・利用者、一時避難者への周知 2 原則として行政や地方公共団体が行うもの ・要配慮者の移送 ・支援者（医師等）の確保 ・必要な物資の調達
4	開設	<要配慮者の受け入れ> 1 要配慮者の受入依頼 2 要配慮者受入リストの作成 3 要配慮者受入状況等報告 4 避難所日報報告
5	閉鎖	閉鎖決定（関係機関との協議） <費用精算> ・開設 期間中に要した経費について請求可能な団体へ 請求書を送付

1 福祉避難所の概要

(1) 福祉避難所とは

「福祉避難所」とは、地震や風水害、その他の災害が発生した場合に地方公共団体等が設置する指定避難所のうち、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方々が避難する避難所です。指定避難所は、出入口やトイレに段差があるなど、障がいや機能によっては移動が困難な場合があることや、多くの被災者と一緒に過ごすことは、特に認知症や精神障害、発達障がいのある方には過度に心身への負担がかかる場合があります。そのため、指定避難所等においては高齢者や障がい者等の支援が必要な方に対して、トイレに行きやすい場所や教室などの別々の部屋など、より環境の良いスペースを確保することや、食料等を優先的に配布するなどの配慮を行う必要があります。しかし、そのような配慮があっても指定避難所等で生活することが困難な高齢者、障がい者などを2次的に受け入れる避難所として、介護事業所、障がい者支援施設等の福祉施設を運営する法人と「災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し「福祉避難所」として指定しています。当法人の一部施設・事業所も福祉避難所となっています。

(2) 受け入れ対象者

福祉避難所の受け入れ対象者は、指定避難所に避難した方のうち、行政機関や医療関係者などの判断により、指定避難所での生活が困難だと思われる下記のような要配慮者が対象です。また、受け入れる要配慮者を介助する家族等は原則として1人まで受け入れることができます。

1 要介護認定 5、4、3 の方などで、常時、見守りや介護が必要なため指定避難所における避難生活が困難だと思われる方

2 障がい者(手帳所持者又は相当する者)で指定避難所における避難生活が困難だと思われる方

3 妊産婦、乳幼児で、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方

4 在宅傷病者で、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方

5 その他、行政の長等が必要と認める方

(3) 事業内容

福祉避難所の事業内容は、福祉避難所の開設及び運営並びに受け入れた要配慮者に対する生活相談等です。地方公共団体等が福祉避難所の開設を決定した場合には、施設には当直や夜勤職員の配置による24時間の施設管理体制と避難者の受け入れに必要なスペース、環境の確保についての協力を行います。施設入所者とは異なり、基本的には個別の生活の支援は致しません。要配慮者に必要な物資等の調達や相談支援体制については、原則、地方公共団体等に委ねますが、要配慮者から要望があれば施設として対応可能な範囲で協力を行います。

(4) 開設期間等

災害発生後、地方公共団体等が、福祉避難所の開設を決定した場合、当該施設は協力をします。その後、地方公共団体等と施設の連携により開設し、要配慮者の受け入れを行います。開設期間は原則として災害発生後7日以内としますが、地方公共団体等との協議により延長する場合があります。

(5) 費用負担

福祉避難所の設置及び管理運営にあたり、施設側が要した経費（物資購入費、人件費、など）について、あらかじめ実費弁償が可能な地方公共団体等の場合は請求をします。

2 平常時の準備

(1) 災害対応マニュアル等の整備及び福祉避難所開設、運営訓練の実施

施設は、緊急連絡網を作成するとともに、法人BCP計画等を活用し、利用想定スペースや受入可能人数、人員配置計画、福祉避難所の開設手順等を含めたマニュアルの整備に努めます。また、地方公共団体等が実施する防災訓練等において福祉避難所開設、運営訓練を実施し、福祉避難所の円滑な開設、運営が可能となるよう体制を整えます。

(2) 利用者及び地域住民等への周知

地方公共団体等は、住民に対し福祉避難所の役割や指定状況等についての周知に努めます。施設は、施設利用者や地域住民、関係団体等に対し、災害発生時には施設が福祉避難所となることをあらかじめ周知し理解を求めます。

3 災害発生時の対応

大規模災害や局地的に被害が甚大な場合など、災害発生時に地方公共団体等と連絡が十分に取れない場合や、本マニュアルのとおりには運用できない場合が想定されます。施設においては、利用者や職員の安全確保を最優先に、可能な範囲で以下の対応を行うよう努めます。

(1) 開設決定までの報告

居住圏内に地震等の大規模災害が発生した場合、地方公共団体等は災害対策本部を設置します。この場合、施設は速やかに施設の被害状況や人員体制などを確認し、災害対策本部へ報告します。

2 開設までの連絡調整

施設から被害状況報告を受けた災害対策本部は、施設の被害状況から利用可能な福祉避難所を選定します。災害対策本部からの避難情報が出され、指定避難所の開設命令が発せられた後、必要に応じて「福祉避難所」を開設します。福祉避難所の開設を要請するかは、指定避難所への要配慮者の避難状況等を踏まえ、災害対策本部が決定します。正式な開設の決定は被害状況が明らかになってからですが、開設の可能性が高い場合、人員体制（宿直者など）の確保など、法人と連携し、開設準備に向けた準備を行います。

3 開設決定・協力要請

福祉避難所の開設を決定した場合、災害対策本部に対し、開設決定の連絡、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力要請、連絡先等速やかに報告します。また、災害対策本部は、協力要請を行った施設の状況を把握頂

きます。実際の受け入れは災害対策本部等からとなります。協力要請を受けた施設は、できるだけ早期に開設できよう準備を開始します。

(2) 開設準備

施設は災害対策本部と連携し、下記の開設準備を行い、必要に応じ、電話、FAX での連絡を行います。連絡に関し、できるだけ記録しておくよう努めます。

1 施設が行うこと ・人員体制の確保

福祉避難所として開設されると、24 時間体制での施設管理が必要なため、交代要員も含めた人員体制の確保に努めます。

- ・受け入れ及び福祉避難所管理のためのスペースの確保

要配慮者の受け入れや福祉避難所管理のために必要なスペース（支援者の宿泊スペースや物資集積場所など）を確保します。

- ・必要な設備、備品等の供与の準備

開設に必要な設備、備品等で福祉避難所開設にあたり施設で供与できるものについて、要配慮者が使用可能となるよう準備します。

- ・利用者、一時避難者への周知

施設に利用者がある場合は、福祉避難所として開設される旨を周知します。また、一時的に施設に避難している住民などがある場合は、要配慮者のための福祉避難所として開設される旨を伝え、開設後は指定避難所等に移動することについて理解を得ます。

2 原則として地方公共団体等が行うが、可能な範囲で施設が協力すること

・要配慮者の移送 要配慮者の指定避難所等から福祉避難所への移送は、要配慮者の家族やその他の支援者等が対応します。特別に配慮する必要がある場合には、通常業務に支障を来たさないなど、可能な範囲で施設車両での移送に協力します。

- ・支援者などの確保

支援者など、施設職員等の応援などにより対応が可能な場合には協力します。

- ・必要な物資の調達

備品、仮設設備の借上、購入や食料、寝具、医薬品、消耗品その他必要な物資の調達は原則として地方公共団体等が行います。福祉避難所開設決定後に連絡を行い受け入れ準備を進めます。施設で提供可能な備蓄品、調達可能な物資等があれば協力します。

(3) 要配慮者の受け入れ

1 受け入れ対象者の決定

災害対策本部は、指定避難所等の要配慮者を把握し、指定避難所及び指定避難所内の福祉避難所（指定避難所内の保健室や和室等）での生活が困難と判断した場合は、福祉避難所の受け入れ対象とします。その際、避難所担当職員は、受け入れ対象者及び家族に対し福祉避難所の役割について説明します。

2 受け入れ依頼

災害対策本部は、施設に受け入れが可能であるか確認したのち、受け入れ可能であれば、「要配慮者受入依頼書」及び要配慮者に関する情報の写し、又はこれに代わる資料を送付します。その際、移送方法についての確認や移送時間についても連絡します。

3 施設の受け入れ対応

施設は災害対策本部より依頼があった場合は、要配慮者受入依頼書等により受け入れ対象者を確認し、受入スペースの割り当てなど、具体的な受入準備を進めます。

4 要配慮者受入リストの作成

施設は要配慮者を受け入れた時には、本人の状況、家族の状況、緊急連絡先などを確認し、受入スペースの割り当てなど、具体的な受け入れ準備を進め「要配慮者受入リスト」を作成します。

5 要配慮者への対応

要配慮者は、施設入所者と異なり、基本的には支援者と一緒に避難をするため、個別の生活援助はしませんが、要配慮者から要望があれば、施設として対応可能な範囲で支援します。

6 福祉避難所日報等

福祉避難所開設期間中は、施設の状況、要配慮者の状況、受入人数、施設が応急的に調達した物資等の状況等について、「福祉避難所日報」等で町災害対策本部に対し適宜報告を行います。また、「要配慮者受入リスト」を更新のうえ、併せて報告します。その他、必要に応じて「福祉避難所連絡票」等により連絡調整を行います。

7 福祉避難所の統廃合、閉鎖

災害対策本部は、施設からの報告により要配慮者の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉避難所の統廃合を行います。また、災害対策本部より福祉避難所の閉鎖命令が出た場合に閉鎖します。

(4) 費用の清算

福祉避難所を運営する法人等は、福祉避難所の開設期間中に要した経費について、災害対策本部と協議の上、請求に必要な明細書等を添付し、地方公共団体等に請求書を提出します。領収書等が添付できないもの(上下水道料金や電気使用量など通常の施設運営に係る経費と分けることが困難なもの)は、前月との差分等で請求します。その場合は前月使用量と今月使用量が分かる書類を添付することとします。地方公共団体等は、請求書及び明細書を確認、精査の上、費用を支払います。

地方公共団体等代表者

様

福祉避難所の開設に係る協力要請書

社会福祉法人元気の里とかち

当法人が管理する下記の施設について、福祉避難所としての準備が整いました。「災害時等における福祉避難所の協定書」に基づき、ご協力致します。

1 開設施設名

2 開設期間 年 月 日 まで（災害発生の日から原則 7 日以内）

※ 開設期間の延長について協議させていただきます。

3 開設準備及び要配慮者受入に関する担当窓口

地方公共団体等災害対策本部

【地方公共団体等担当課内】 福祉避難所担当者様

記

当法人連絡先

TEL:

FAX:

担当者

福祉避難所連絡票

送信先

地方公共団体等 災害対策本部

福祉避難所担当

TEL

FAX

送信日時：年 月 日() 時 分

○ 開設に係る連絡事項

・ 人員体制の確保	(有・無)
・ スペースの確保	(可・否)
・ 受け入れ可能人数	(名)
・ 設備・備品等供与の準備	(有・無)
・ 利用者、一時避難者への周知	(有・無)
・ 供給可能な物資	(有・無)
・ 移送への協力	(有・無)

○その他連絡事項

※ 開設に係る連絡のほか、必要に応じ開設期間中の連絡に使用。

要配慮者受入リスト(兼受入状況報告書)

【施設名:

災害対策本部あて

月 日現在の状況は下記のとおりです。

氏名	性別	年齢	住所・連絡先	心身状況	身元引受人	連絡先

その他備考

施設 → 災害対策本部 取扱注意（個人情報含む）

要配慮者受入リスト（兼受入状況報告書）

【施設名：

災害対策本部あて

月 日現在の状況は下記のとおりです。

氏名	性別	年齢	受入月日施設名	本人の状況	対応状況	退去日

その他備考

※ この報告書は、福祉避難所開設期間中、災害対策本部担当に提出。

※ 前日の報告から継続の要配慮者は、氏名、性別、年齢は必須、その他の変更があった場合に記入。

施設 →災害対策本部

福祉避難所日報

【施設名：】

年 月 日の状況について報告します。

送信先

地方公共団体等 災害対策本部

福祉避難所担当

TEL

FAX

開設期間(予定) 年 月 日 ~ 年 月 日

職・氏名

○受入人数 名 (内訳)要配慮者 名 要配慮者の家族等 名

●要配慮者受入のため使用したスペース

●使用設備・備品等

●施設で直接調達した物資等(備蓄物資を消費したものを含む)※伝票等保管。

品目	単価	数量	支払先
----	----	----	-----

●送迎協力 氏名 区間 備考

●物資協力

●特 記

※ この日報は、福祉避難所開設期間中毎日午前 10 時に、原則前日の状況について報告する。

※ 記入欄が不足する場合は別紙作成する。

年 月 日

関係行政・地方公共団体等

代表

あて

(法人・団体名)

(代表者氏名)

請 求 書

災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書に基づき、年 日から 年 月 日まで開設した福祉避難所の設置及び管理運営に関し、当法人(団体)が行った協力に要した経費について、下記のとおり請求します。

なお、この請求にかかる明細書を、別添のとおり添付します。

請求金額